

議案第 号

福島市議会基本条例制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会会議規則第十四条第二項の規定に基づき別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月 日

福島市議会議長 佐藤一好様

提出者

議会基本条例策定特別委員会 委員長

佐久間 行 夫

(別紙)

福島市議会基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 議会及び議員の活動原則（第四条・第五条）

第三章 災害対応（第六条・第七条）

第四章 議会運営（第八条―第十四条）

第五章 市民及び議会の関係（第十五条―第十七条）

第六章 議会及び行政の関係（第十八条―第二十一条）

第七章 自由討議の推進（第二十二条―第二十四条）

第八章 議会の機能強化（第二十五条―第二十九条）

第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第三十条―第三十二条）

第十章 最高規範性及び見直し手続（第三十三条・第三十四条）

附則

二元代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。

福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にし、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、二元代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えるものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

一 市民が積極的に議会に参加するためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。

二 二元代表制の下、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指すこと。

三 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指すこと。

第二章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第四条 議会は、前条の基本方針にのっとり、市民に開かれた議会を目指すとともに、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めるものとする。

2 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市の基本的な政策決定、市政の監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行う機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。

3 議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。

4 議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

(議員の活動原則)

第五条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努め、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たすとともに、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議員は、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。

3 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由闊達な議論及び討議を尊重するものとする。

4 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。

第三章 災害対応

(災害時における議会の活動)

第六条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害(以下この章において単に「災害」という。)が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

る。

- 2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。
- 3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対する情報提供、提言等を行い、かつ、関係機関に対する要請を行うものとする。

- 4 議会は、前項の調査により得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。

（災害時における議員の活動）

- 第七条 議員は、災害が発生した場合は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

第四章 議会運営

（民主的かつ効率的な議会運営）

- 第八条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

- 2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

- 3 本会議において、代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問及び議案質疑は一問一答方式で行うものとする。

（議会の会期）

- 第九条 議会は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号。以下「法」という。）第百二条の二の規定により会期を通年とする。

- 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に条例で定める。

（議長の責務及び役割）

- 第十条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

- 3 前二項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

（委員会の適切な運営）

第十一条 議会は、市政の課題に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるよう運営するものとする。

2 議会は、委員会の委員を選任するときは、議員が公平かつ公正に選任されるような方法の確保に努めなければならない。

3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 常任委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。

6 委員長は、中立的かつ公正な立場で、民主的かつ効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

7 委員長は、調査又は審査を行うに当たっては、その委員会の専門性及び特性を発揮させるとともに、委員間の自由な討議が積極的に行われるよう委員会を運営しなければならない。

（全員協議会及び委員協議会）

第十二条 議会は全員協議会を、委員会は委員協議会を必要に応じて開催することができる。

（会派）

第十三条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。

5 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

6 議長は、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができる。

（政務活動費）

- 第十四条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。
- 2 政務活動費については、別に条例で定める。

第五章 市民及び議会の関係

(会議の公開)

第十五条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。

2 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。

(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)

第十六条 議会は、開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開を進めるとともに、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。

3 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく、かつ、積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。

4 議会は、市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例（平成十年条例第一号）の定めるところにより、議会が保有する情報を市民の求めに応じて、原則として公開しなければならない。

5 議会は、議案、委員会の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

6 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

7 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。

(市民参加の推進)

第十七条 議会は、市民との連携を推進し、市政の課題に柔軟に対処するため、市民参加の機会及び市民の意見を市政に反映

させる機会を確保しなければならない。

2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。

3 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を努めなければならない。

4 議会は、請願及び陳情の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情の提出者の意見を聴くことができる。

5 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメントを行うことができる。

第六章 議会及び行政の関係

(議会及び議員並びに市長等の関係)

第十八条 議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、独立かつ対等の立場において、市長等に対して監視及び評価を行うものとする。

2 議員は、二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置の目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則として就任しないものとする。

3 議会は、必要に応じて市長等に対して会議等への出席を要請するものとする。

4 本会議又は委員会において、議員の質問及び質疑に対し答弁をする者は、論点を明確にして議論を深める目的で、議長又は委員長は委員長の許可を得て、反問することができる。

5 市長等は、本会議において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

6 市長等は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるものとする。

7 議会は、前項の市長等において措置することが適当と認める請願及び陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるとする。

(重要な政策等の説明)

第十九条 議会は、市長が提案する議案について、審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更するとき、市長等に対して、議会の意見及び政策提言の趣旨を尊重すること並びに重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。

（説明資料の要求）

第二十条 議会は、議案等の審議、市長等に対する監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行うため、市長等に対して、議会が必要とする資料の提供を求めることができる。

2 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、市長等に対して、議会が必要とする資料の提供を求めることができる。

（議決事件の拡大）

第二十一条 議会は、二元代表制の下での議会の役割を果たすため、法第九十六条第二項の規定に基づく議決事件の拡大について検討するものとする。

2 法第九十六条第二項の規定に基づく議会在議決すべき事件については、別に条例で定める。

第七章 自由討議の推進

（議員間の自由討議）

第二十二条 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。

（政策討論会）

第二十三条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

（政策立案及び政策提言の推進）

第二十四条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 議員及び委員会は、議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行うよう努めなければならない。

3 議会は、審議の充実及び議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

第八章 議会の機能強化

(議会改革の推進)

第二十五条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置するものとする。

2 議会は、議会制度に係る法令等の改正等があった場合又は議案の審議、議会の運営若しくは市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認める場合には、必要な組織を設置することができる。

(議員研修の充実及び強化)

第二十六条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上のため、議員の研修の充実及び強化を図るものとする。

(議会事務局の機能強化及び体制整備)

第二十七条 議会は、市長等への監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

(議会予算の確保)

第二十八条 議会は、議決機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室の機能強化)

第二十九条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書の実を充実するとともに議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の強化に努めるものとする。

第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第三十条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

(議員定数)

第三十一条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民又は学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。

4 議員の定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第三十二条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民又は学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。

2 議員報酬を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員又は委員会が提出するものとする。

3 議員の報酬については、別に条例で定める。

第十章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第三十三条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、法令を遵守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し適正に行わ

なければならぬ。

(見直し手続)

第三十四条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、条例を設けるものである。